

## 計画作成促進業務委託 訪問時チェックシート

### 1 本事業について

□この町田市個別避難計画作成促進業務委託事業(以下、「本事業」という。)は町田市(以下、「市」という。)が行うものです。

□個別避難計画(以下、「計画」)とは、高齢者や障がいのある人などのうち、災害時に自力で避難することが難しい方(避難行動要支援者)を対象に、災害時の避難に備えて作成しておく計画です。

□市では、本事業の対象となる方(以下、「ご本人」という。)の計画作成を、ご本人やご家族だけでは作成が難しい場合、普段からご本人と関わりのあるケアマネジヤーや相談支援専門員などが所属する福祉事業者(以下、「作成者」という。)に委託して行っています。

□本事業により 2025 年度に計画作成を行う対象者は、以下のとおりです。  
対象者には、市から計画の様式等を送付しています。

(1)2025 年度町田市避難行動要支援者名簿(基準日:4 月 1 日)に掲載されていること。

- ①身体障害者手帳1級及び2級の者
  - ②愛の手帳1度及び2度の者(東京都)
  - ③介護保険要介護認定要介護3から5の者
  - ④その他市長が認める者
- ※施設入所者等は除く。

(2)市が計画作成の優先度が高い者と認めた方

- 避難行動要支援者のうち、①、②のどちらにも該当する者とする。
- ①居住する地域におけるハザードの状況が以下のいずれかの場合
    - ア 風水害:浸水想定区域、土砂災害警戒区域
    - イ 地震:東京都が判定している地域危険度で、「総合危険度」が「ランク3以上」
  - ②対象者の心身状況等が以下のいずれかの場合
    - ア 介護保険要介護認定要介護4又は5の者
    - イ 障害支援区分4から6の認定を受けている者

□計画の作成にあたって、ご本人やご家族などに費用負担はありません。

□大規模災害が発生した直後は、行政が十分機能しないことも考えられます。計画作成を通じて、普段からご本人やご家族自身で避難行動を考えていただき、必要に応じて、地域やご関係の方と情報共有を行っておくことで、災害からご自身の命を守ることにつながります。

### 2 計画に基づく避難支援について

□この計画は、計画に基づく避難支援が必ず行われることを保証するものではありません。  
災害時には避難支援者の不在や被災などにより避難支援が行えない可能性があります。

□避難支援の方にお願いするのは、あくまでもご自身の安全が確保できる範囲での支援です。  
対象者が被災されたことで、避難支援の方が責任を問われたり、義務を負うものではありません。

### 3 計画作成の仕方について

□計画は、避難支援実施のため配慮すべき事項や避難場所等を記載したもので、ご本人又はその家族等が、災害時にどのような支援を得て避難行動をとればよいのか、ということについて、記録しておくものです。また、避難とは、必ずしも避難施設へ移ることを意味するものではありません(在宅避難、1階から2階などへの垂直避難も可。)

□この計画は、本人・ご家族から作成依頼があった場合、作成者が、ご本人またはご家族等と面談や話し合いを介して、ご本人又はそのご家族等の意向を確認し(意向を反映させて)作成します。

□避難支援者について、地域やご関係の方にお願いする場合には、まずは、ご本人やご家族などから、お話をいただくようにお願いいたします。

### 4 作成した計画書の取扱いについて

□作成した計画書は、「①ご本人またはご家族」、「②市」および「③作成者」が1部ずつ保管します。

□災害対策基本法第49条の規定に基づき、この個別避難計画に記入した情報は、災害に備え、平常時から計画作成や避難支援を行う関係者と共有します。また、災害が発災し、または発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援を行う関係者その他の者に対し、この個別避難計画の情報を共有します。

上記の項目について、説明を受けました。

年　　月　　日

署名または代理署名